

2015年3月26日

関係機関・団体様

「全国水平社創立宣言と関係資料」の
ユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会

代表 武者小路公秀

(公印略)

「全国水平社創立宣言と関係資料」を
2017年に世界記憶遺産に登録するための
賛同署名のお願い

昨年は、私たち「めざす会」の「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための取り組みへのご理解・ご協力をお願いしましたところ、多くの団体・機関にからご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。

結果は、日本国内で推薦された4件のうち、国からの東寺・百合文書と舞鶴市からの「舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」が推薦される事になり、残念ながら私たちが登録をめざした「全国水平社創立宣言と関係資料」は「一つの国で二つまで」の枠に入る事ができませんでした。しかし、「全国水平社創立宣言」は被差別マイノリティー自身が出した世界初の人権宣言でもあり、世界中の人々が共有するに値する資料であることに変わりがなく、私たちは2017年度の登録を目指して、再度推薦し登録を目指したいと考えています。日本では日本ユネスコ国内委員会が公募した物件から今年9月に推薦物件を決定する事になっています。

つきましては、貴機関、貴団体の前回同様のご支援とご協力をお願い致したく、趣旨に賛同いただき、お手数ですが「別紙1」にご記入の上、FAXでご返信をお願いいたします。同意いただきました場合は、賛同一覧に貴機関・団体様の名称を掲載し、日本ユネスコ国内委員会へ提出させていただきます。

なお、お返事につきましては、5月20日（木）までによりしくお願いいたします。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産申請に関する連絡先は

水平社博物館 住所：奈良県御所市柏原235-2
電話番号：0745-62-5588
FAX：0745-64-2288

2015年3月26日

関係機関・団体 様

「全国水平社創立宣言と関係資料」の
ユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会

代表 武者小路公秀

(公印略)

「全国水平社創立宣言と関係資料」を
2017年に世界記憶遺産に登録するための
「めざす会」賛同会員登録のお願い

昨年は、私たち「めざす会」の「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための取り組みに多大のご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

結果は、日本国内で推薦された4件のうち、国からの東寺・百合文書と舞鶴市からの「舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」が推薦される事になり、残念ながら私たちが登録をめざした「全国水平社創立宣言と関係資料」は「一つの国で二つまで」の枠に入る事ができませんでした。しかし、「全国水平社創立宣言」は被差別マイノリティー自身が出した世界初の人権宣言でもあり、世界中の人々が共有するに値する資料であることに変わりがなく、私たちは2017年度の登録を目指して、再度推薦し登録を目指したいと考えています。

「めざす会」は会則上、全国水平社創立宣言を所有する崇仁自治連合会（柳原銀行記念資料館）、公益財団法人奈良人権文化財団（水平社博物館）、部落解放同盟中央本部、一般社団法人部落解放・人権研究所、公益社団法人福岡県人権研究所、公益財団法人大阪人権博物館、反差別国際運動日本委員会、一般財団法人奈良人権部落解放研究所、京都部落問題研究資料センター、一般社団法人西光万吉顕彰会、全国大学同和教育研究協議会、全国部落史研究会の12団体を会員として構成しています。これ以外に賛同していただける団体・個人を賛同会員としています。

つきましては、貴機関、貴団体に賛同会員として登録していただくようご協力をお願いいたします。趣旨に賛同いただけるようでしたら、お手数ですが「別紙2」をご記入の上、FAXでご返信をお願いいたします。会員登録していただいた団体・機関には今後、「めざす会」の動向をお知らせするとともに、目的達成のための活動にご協力を要請する事になります。会費納入等の経済的な負担は伴いません。

なお、ご返信につきましては、5月20日（木）までによりしくお願いいたします。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産申請に関する連絡先は

水平社博物館 住所：〒639-2244 奈良県御所市柏原235-2

電話番号：0745-62-5588

FAX：0745-64-2288

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録を めざす会・会則

第1条 (名称)

本会は、「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会という。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、奈良県御所市柏原 235-2 水平社博物館内に置く。

第3条 (目的)

本会は、「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録が実現されるための諸活動にとりくむことを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ユネスコ本部への要請に関すること。
- (2) ユネスコ国内委員会等への要請に関すること。
- (3) 国内外の世論喚起に関すること。
- (4) キャンパ活動に関すること。
- (5) その他必要な活動をおこなう。

第5条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、積極的に活動する団体でもって構成する。

第6条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 副事務局長 1名
- (6) 事務局次長 若干名

第7条 (役員の任務)

代表は、本会を代表し、会を統括する。

2、副代表は、代表を補佐し、代表が事故にあるときはこれを代理する。

3、幹事は、第3条の活動を円滑に実施するため、相互に協議してその企画運営に当たる。

4、事務局長は、本会の事務を統括する。

5、副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長が事故あるときはこれを代理する。

6、事務局次長は、事務局長、副事務局長を補佐する。

第8条 (役員の選出)

役員は、総会において選出する。

第9条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再任できるものとする。

第10条（会議）

本会の会議は、次のとおりとする。

- （1）総会
- （2）幹事会
- （3）事務局会議

第11条（総会）

総会は、会員全体で構成し、年1回以上、代表が招集する。

2、総会は、本会の運営に関する重要事項を決定する。

3、総会は、半数以上の会員の出席（委任状含む）で成立し、出席会員の過半数で議決することができる。

第12条（幹事会）

幹事会は、役員でもって構成し、必要に応じて代表が招集する。

2、幹事会は、本会の活動を円滑に実施するため、企画運営にあたる。

第13条（事務局会議）

事務局会議は、事務局長、副事務局長、事務局次長、事務局員で構成し、必要に応じて事務局長が招集する。

2、事務局会議は、本会の活動を円滑に実施するため、事務に当たる。

第14条（顧問・アドバイザー）

本会の目的を達成するため、必要に応じて、顧問およびアドバイザーをおくことができる。

2、その人選については、幹事会の承認を得るものとする。

第15条（経費）

本会の諸活動に必要な経費は、分担金・寄付金その他の収入を持って充てる。

2、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第16条（賛同会員）

本会に賛同会員を置くことができる。

2、賛同会員は本会の目的に賛同する個人、団体でもって構成する。

第17条（会則の変更）

会則の変更については、総会の承認を得るものとする。

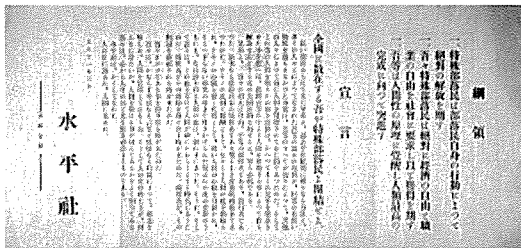
附則 この会則は、2014年3月25日から実施する。

2、幹事会で、会の円滑な運営のために細則を定めることができる。幹事会で定められた細則は、総会に報告し承認を得るものとする。

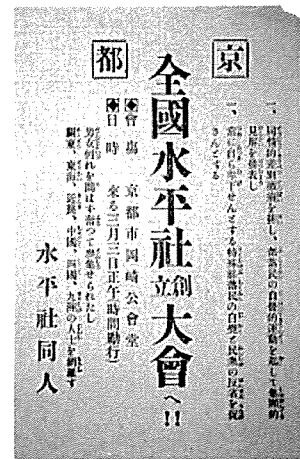
3、2014年3月10日、一部改正。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録申請に係る県教育委員会に対する賛同依頼への対応について

- 「全国水平社創立宣言と関係資料」の概要
 - ① 「全国水平社創立大会 綱領 宣言 則 決議」3点
 - ② チラシ「全国水平社創立大会参加へ！」3点
 - ③ 崇仁尋常小学校『学校日誌』
 - ④ 全国水平社創立発起者集合写真
 - ⑤ 『全国水平社連盟本部日誌』
 - ⑥ 柏原水平社荊冠旗
 - ⑦ 『阪本清一郎備忘録』



〈全国水平社創立大会 綱領 宣言〉



〈チラシ「全国水平社創立大会参加へ!」〉

- 平成28(2016)年度の登録に向けた日程等
ユネスコの審査は2年に1度。申請は1国につき2件まで。
日本では、日本ユネスコ国内委員会が平成26(2014)年3月から公募し、平成27(2015)年9月に推薦物件を決定し、平成28(2016)年にユネスコに申請する。その後、ユネスコの審査に合格した物件が平成29(2017)年の夏頃、世界記憶遺産として登録される。

平成27年3月2日	日本ユネスコ国内委員会が公募開始
6月19日	公募締切
9月	選考委員会において申請物件の決定
平成28年1～2月	申請者において申請書の英訳
3月	ユネスコへの申請書提出

- 関係者等の動き

- (1) 『全国水平社創立宣言と関係資料』のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会(平成26年3月25日設立、代表:武者小路公秀氏)が中心となり、登録に向けてユネスコ国内委員会への要請活動を行うことから、多くの賛同署名及び賛同会員登録を求めておられる状況。(資料1、2)
- (2) 「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための世論形成に向けた取組を実施予定。
 - ① 「部落差別撤廃等と人権確立を目指す奈良県民集会」
平成27年7月31日(金) 奈良県橿原文化会館
講演1「人権から見た世界記憶遺産」 松浦晃一郎(前ユネスコ事務局長)
講演2「演題未定」 寺澤良一(一般財団法人 奈良人権部落解放研究所理事長)
 - ② 「人権博物館の国際発信シンポジウム」
平成27年8月30日(日) 奈良県新公会堂
基調講演 森山沾一(公益社団法人 福岡県人権研究所理事長)
シンポジウム
パネリスト 金 仲燮(韓国慶尚大学社会学部教授)
イアン・ニアリー(オックスフォード大学教授)
朝治 武(大阪人権博物館館長)
コーディネーター 井岡康時(前奈良県立同和問題関係史料センター)
韓国語通訳 高正子

- その他

- ・ 奈良県の意向